

オンライン授業を履修するにあたっての注意事項

学生各位

オンライン授業の履修にあたっては、対面授業と異なり、注意しなければならない点があります。特に著作権やプライバシーの侵害など、様々な法律上の扱いからも、「知らなかった」「わざとではなかった」では済まされない点も多くあります。オンライン授業を受けるに当たって皆さん方に守っていただきたい注意事項を下記にまとめました。

また、その背景となる著作権の考え方を別紙に説明しています。これらに十分留意して授業に参加してください。

記

著作権とプライバシー保護について

- ① オンライン授業のアクセス方法（リンク URL 等）を無断でネット上に公開しない。
(拡散した場合、第三者による授業妨害を受ける可能性が高まります。)
- ② オンライン授業の様子（映像）を教員や他の履修者の承諾なく録画やキャプチャー等しない。承諾して録画等したとしても、その内容をネット上に公開しない。
(ID や履修者の氏名などの流出は、著作権やプライバシーの侵害につながります。)
- ③ オンラインで配付された授業資料（教材、資料、課題等）をネット上に公開しない。
(資料に応じて著作権者がいるので（例えば講義資料は授業担当者が権利者）、利用の範囲を超えると著作権を侵害するおそれがあります。)
- ④ 授業での発表時等に、他人の著作物を使用する際は、授業での利用のために必要な限度に限り、かつ、著作権者の利益を不当に害することのないようにすること。また、他人の著作物の一部を引用するときは、適切な引用の方式（範囲の限定、出所の明示等）を行うこと。

*民事上のペナルティ

差止請求権[著作権法 112 条 1 項]、不法行為による損害賠償[民法 709 条]、名誉回復等の措置[著作権法 115 条]等の請求をされる可能性がある。

*刑事上のペナルティ

「10 年以下の懲役」又は「1,000 万円以下の罰金」（懲役と罰金の併科も可）[著作権法第 119 条第 1 項]

講義資料や Zoom 上の録音・録画など著作物についての著作権の尊重について

本学のオンライン授業は、KULASIS や PandA にアップロードした講義資料を皆さんに読んでいただき、学習課題に取り組んでもらう「オンデマンド型」、また、Zoom 等を使った「同時双方向型」授業も実施しています。アップロードしている講義資料や Zoom 上の講義の録音・録画した場合の著作権について、皆さんに知っておいていただきたいこと、気を付けていただきたいことを以下にまとめました。授業の範囲を越えて、例えば SNS で共有したり、無断で再配布したりすることは違法であり、場合によっては訴訟等に発展する恐れもありますので、受講を開始するにあたって一読をお願いします。これは授業だけでなく、大学で学習・研究に取り組んだり、社会生活を送ったりする上でも知っておくべき内容です。

■授業で PandA 等にアップロードされる講義資料を以下の 1 から 5 の資料の例に沿って説明します。

(皆さんに意識していただきたいのは、「著作権は誰にあるのか」「どの範囲で利用が許可されているのか」の 2 点です。)

【講義資料の例】

1. 授業担当者が授業のために作成した PDF のテキスト
2. 授業担当者が新聞や経済週刊誌に執筆した過去記事
3. 大学の広報誌において、授業担当者の研究者としての経歴についてのインタビュー記事のオンライン版
4. 他大学の先生が講演している一般公開されている YouTube 動画
5. 「J-STAGE」や「KURENAI」でオープンアクセスになっている論文

1. 授業担当者が授業のために作成した PDF のテキスト

授業担当者に著作権があります。また、一般には未公開のものです。したがって、皆さんが、(悪意はなくても) 授業担当者に無断で SNS で共有したり、別のサイトにアップロードしたりするなどして再配布することは違法です。

さらにこのような資料には、授業担当者が今後、学術論文誌に投稿予定の研究内容を含んでいる可能性もあります。学術論文誌はその内容の新規性が要求されるため、既に公開されている内容については論文として採択されません。筆者の意図がなくとも、既に不特定多数に公開されてしまった内容は、研究論文として投稿できなくなってしまいます。本授業の教材は、この授業を受講されている特定の皆さんのために限定的に配信している、ということをご理解ください。

2. 授業担当者が新聞や経済週刊誌に執筆した記事

これらは新聞社や雑誌出版社に著作権があります。授業担当者は、著作権法に基づいて PandA にアップロードしています。皆さんが授業外で再配布・アップロードすることは許可されていません。

3. 大学の広報誌において、授業担当者の研究者としての経歴についてのインタビュー記事のオンライン版

4. 他大学の先生が講演している一般公開されている YouTube 動画

5. J-Stage や”KURENAI”にオープンアクセスになっている論文

上記の3つは、それぞれの制作者に著作権があります。ただし、既に一般に公開されているものです。したがって、皆さんが SNS でリンクを共有したり、別のサイトで URL を紹介したりすることは問題ありません（再販売するなど利益を得ることは NG）。

■Zoom 上の講義の録音・録画した場合は？

皆さんが学習目的で、録音・録画することはその授業の担当者に事前に承諾を得られれば認められますが、そのデータを無許可で再配布することは禁止します。

■再配布と引用の違いは？

以下のルールを満たしている場合には、再配布ではなく、引用とみなされ、著作権法 第 32 条で定められた行為です。

皆さんがレポートや論文などで引用したいと思った場合、「既に公開されているもの」については、引用のルールを満たすのであれば、引用して構いません。文化庁の HP 「著作物が自由に使える場合」 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html) に、著作権法第 32 条が以下のようにわかりやすく説明されています。

引用（32 条）

[1]公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。（注 5）

[2]国等が行政の PR のために発行した資料等は、説明の材料として新聞、雑誌等に転載することができる。ただし、転載を禁ずる旨の表示がされている場合はこの例外規定は適用されない。

（注 5）引用における注意事項

他人の著作物を自分の著作物の中に取り込む場合、すなわち引用を行う場合、一般的には、以下の事項に注意しなければなりません。

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること
(自分の著作物が主体)。
- (4) 出所の明示がなされていること。（第 48 条）
(参照：最判昭和 55 年 3 月 28 日「パロディー事件」)

レポートや論文等で引用したい場合には、以上のようなルールを守った上で、引用してください。

京都大学高等教育研究開発推進センター